

乳 児 用 液 体 ミ ル ク に つ い て

乳児用液体ミルクの特長

<特 色>

- 育児の負担軽減
 - ・ 夜間・共働き世帯、母親不在時などでも授乳可能
- 調乳の手間が省略され、外出時の所持品も少なくなる
- 災害時の備えとしても活用が可能
 - ・ 水・燃料不要、母乳はストレスで止まるリスクあり など

<H29.3 男女共同参画会議

男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会報告書

「男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策」より>

<課 題>

- 値段が高い
 - ・ 粉ミルクの2倍弱(US市場)
- 赤ちゃんの好み
 - ・ 温度、味の好みによって飲みたがらない場合も
- 店頭寿命が短い
 - ・ 賞味期限は6か月(メーカー試算)⇒ 店頭2か月 など

<H28.11 男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会(第2回)

「乳児用液体ミルクについて((一社)乳児用液体ミルク研究会提出資料より)

被災地での活用事例

- 東日本大震災
 - フィンランドに住む日本人の母親たちの発案で被災地に送られた。
- 熊本地震
 - 日本フィンランド友好議員連盟のイニシアチブにより、フィンランド企業より大使を経て無償で提供された。

課題と方策

- 乳製品は「食品衛生法」により厳格な規格基準が定められている(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令)
- 「乳児用液体ミルク」については規定がない
 - ⇒ 国内では、「乳児用」と明記して、製造・販売ができない。

国内での製造・販売に向けた方策

- 乳児用液体ミルクを国内で製造・販売するためには、法令上の定義及び規格基準の整備が必要

<具体的には>

【厚生労働省】省令に「乳児用液体ミルク」の規定を整備

- ・ 製造方法や成分に関する基準を検討し、国の食品安全委員会での安全性評価を経て、省令改正が必要

【消費者庁】健康増進法に基づく特別用途食品(乳児用)の表示基準を定める必要

⇒現在、厚生労働省において規格基準等の検討中

- ・ 厚労省 薬事・食品衛生審議会部会にて基準を定める方向性及びその設定に向けた工程を例示

⇒消費者庁は、厚生労働省の規格基準の整備後、速やかに手続きを行う予定

- 都は、国に対し、「国内で製造や販売ができるよう法令上の規定整備を行うこと」を要望している

- ・ 小池知事：2月「液体ミルクに関する関係者会合」出席
知事から、内閣府特命大臣(男女共同参画)等に直接要請